

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県警察手数料の免除に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

大規模な非常災害の被災者の支援のため、大規模な非常災害により運転免許証を亡失等した者が申請する運転免許証の再交付の事務に係る手数料を免除できることとする。

2 規則の概要

(1) 手数料を免除できる事務に大規模な災害により運転免許証を亡失等した者の運転免許証の再交付に係る事務を加える。

(2) 施行期日は、公布日とする。